明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境一八）　一

〔告　示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働三一〇）　三

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同三一一）　四

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同三一二）　五

〔公　告〕

裁判所

諸事項

破産、免責、再生関係　八

特殊法人等

独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成二十九事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　三七

地方公共団体

行旅死亡人関係　三三

会社その他

会社決算公告　三三

省令

○環境省令第十八号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

環境大臣　中川　雅治